

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成20年1月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2278人（厚労省発表平成29年4月末時点）が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、未だに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、未調査医療機関が未だ数多く存在する。また、調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

救済法附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定に従い、救済法の請求期限を延長すべきである。

また、この機会に、救済法における救済の不十分な以下の点についても、救済法の対象とすべきである。

- 1 病状悪化による追加給付金の請求期限を撤廃すること
- 2 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合も救済すること
- 3 非特定血液製剤によるC型肝炎感染も救済法の対象とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月14日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿
衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 伊達忠一 殿

神奈川県山北町議会

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしています。

この間、我が国における薬害肝炎の被害者のうち2278人（厚労省発表平成29年4月末時点）が救済法による救済を受けてきました。しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上（企業推計、ただし1980年代以降）と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっています。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促していますが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関が未だ数多く存在します。

また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在しますが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていません。

救済法前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時間を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるよう救済法の改正を進めるべきです。

よって、国におかれでは、次の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 薬害肝炎救済法の請求期限を延長すること。
- 2 症状悪化の場合の請求期限を撤廃すること。（救済法第7条、同第9条）
- 3 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合を救済すること。（救済法第6条第1号）
- 4 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染も救済法の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日

内閣総理大臣・厚生労働大臣 殿

神奈川県愛甲郡清川村議会議長 笹原和織



薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(薬害肝炎救済法)が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2278人(厚労省発表平成29年4月末時点)が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上(企業推計、ただし1980年代以降)と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関が未だ数多く存在する。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

救済法前文に明記されているとおり「日々、症状の重篤化に対する不安を抱えながら生活を営んでいるという困難な状況に思いをいたすと、我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべきである。

よって、国におかれでは、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 伊達忠一 殿
内閣總理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

神奈川県足柄上郡中井町議会



薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成20年法律第2号。以下「救済法」という。）が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2278人（厚労省発表平成29年4月末時点）が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上（企業推計、ただし、1980年代以降）と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省は、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関がまだ多く存在する。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

救済法前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の救済期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべきである。

また、症状悪化の場合の請求期限の撤廃（救済法第7条、同第9条）についても、救済法の対象とすべきである。

よって、国におかれでは、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月20日

神奈川県足柄上郡松田町議会

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一
内閣総理大臣 安倍 晋三
厚生労働大臣 加藤 勝信

} 殿



薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「薬害肝炎救済法」という。）が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから10年が経過しようとしている。

この間、我が国における薬害肝炎の被害者のうち2200人余りが薬害肝炎救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関が未だ数多く存在する。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、薬害肝炎救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

薬害肝炎救済法前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑みれば、同法附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、薬害肝炎救済法の請求期限を延長すべき状況である。

よって、国におかれでは、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月25日

神奈川県高座郡寒川町議会
議長 太田 真奈美

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2,278人（厚労省発表平成29年4月末時点）が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上（企業推計、ただし1980年代以降）と推定されており、いまだに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関がいまだ数多く存在する。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

薬害肝炎救済法の前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべきである。

また、この機会に、救済法における救済の不十分な以下の事項についても、救済法の対象とすべきである。

- 1 症状悪化の場合の請求期限の撤廃（救済法第7条、同第9条）。
- 2 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合を救済すること（救済法第6条第1号）。
- 3 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染も救済法の対象とすること。

よって、国においては、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

内閣総理大臣
総務大臣殿
厚生労働大臣

座間市議会議長 京免康彦

(別紙)

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(以下「薬害肝炎救済法」という)が、平成20年1月11日に参議院本会議において全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、厚生労働省の発表では、平成29年4月時点において、薬害肝炎の被害者のうち2,278人が薬害肝炎救済法による救済を受けたとしているが、企業推計では、1980年代以降、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上と推定されており、いまだに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関がいまだ数多く存在する。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、薬害肝炎救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

薬害肝炎救済法前文に明記されているとおり、我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考えるとの理念に鑑みれば、附則第3条にある、給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとするとの規定にしたがって、薬害肝炎救済法の請求期限を延長すべきである。

また、この機会に、薬害肝炎救済法における救済の不十分な点についても、次のとおり改正すべきである。

- 1 症状悪化の場合、請求期限を撤廃すること
- 2 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合も救済すること
- 3 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染も薬害肝炎救済法の対象とすること

よって、逗子市議会は国に対し、薬害肝炎問題の全面解決に向け、被害者が安心して暮らせるよう法改正を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日

逗子市議会

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

薬害肝炎問題を解決するため、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「救済法」という。）が、平成20年1月16日に施行されてから10年が経過しようとしているが、いまだに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

救済法に「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える」と明記しており、救済法附則第3条の「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」との規定に従って救済法の請求期限を延長すべきである。

よって、政府においては、次の事項について実現を図られるよう強く要望する。

- (1) 症状悪化の場合の請求期限を撤廃すること。（救済法第7条・第9条）
- (2) 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合も救済すること。（救済法第6条第1号）
- (3) 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染も救済法の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月3日

神奈川県南足柄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

薬害肝炎被害者の早期救済を求める意見書

我が国における薬害肝炎問題を解決するため、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤（以下「特定血液製剤」という。）によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（以下「薬害肝炎救済法」という。）が、平成20年1月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、我が国における特定血液製剤によるC型肝炎感染者は、約1万人とも言われ、そのうち、この法律による救済を受けている者は約2割にとどまつておらず、いまだに多くの感染者が救済されないままとなっている。

国は、医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、未調査医療機関が数多く存在し、また、カルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するものの、これらの医療機関でさえ、請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

薬害肝炎救済法の前文には、早急に感染被害者を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないとの趣旨が明記されており、同法附則第3条には、給付金等の請求期限は給付金等の支給の状況を勘案し必要に応じて、検討が加えられるものと定められている。

したがって、国においては、給付金の請求期限を延長するとともに、症状が悪化した場合の追加給付金の請求期限を撤廃するなど、すべての薬害肝炎被害者が安心して暮らせるよう、速やかに必要な措置を講じることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
厚生労働大臣

秦野市議会議長 阿蘇佳一

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

我が国における薬害肝炎問題を解決するため、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）」が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから10年が経過しようとしているが、1980年代以降の特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上と推計されており、薬害肝炎の被害者のうち、未だに多くが救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に対して残存するカルテ等の調査を促しているが、調査及び薬害肝炎被害者による請求が、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに完了できる見込みは立っていない。

救済法前文には「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」とあり、附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがい、救済法の請求期限を延長すべき状況にある。

あわせて、薬害肝炎問題の全面解決に向け、以下の点についても救済法の対象とするよう、法改正を進めるべきである。

- 1 症状悪化の場合の請求期限の撤廃。
- 2 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合。
- 3 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染。

よって、国会及び政府におかれでは、薬害肝炎救済法の請求期限を延長するよう、当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月6日

藤沢市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて

C型肝炎感染被害者に対する給付金の請求期限延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（C型肝炎救済特別措置法）において、給付金の請求期限は、平成20年1月16日の施行日以後5年間とされていたが、法改正により平成30年1月15日まで延長された。

しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上と推定されているにもかかわらず、C型肝炎救済特別措置法による救済を受けた者は、平成29年8月末時点で2,286人にとどまっている。

こうした中、厚生労働省は、感染被害者を早期に発見するため、医療機関に対して製剤投与事実の確認について協力依頼するとともに、その状況調査を行っているものの、いまだ回答のない医療機関があり、また、現在も製剤投与事実の確認を行っている医療機関が複数存在すると言われるなど、当該状況調査が未完了の中で給付金の請求期限が迫ってきている。

C型肝炎救済特別措置法には、前文に、政府は、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかつたことについての責任を認める旨が明記され、附則第3条に、給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする旨が規定されている。

よって、国におかれでは、今後も引き続き感染被害者を救済するため、C型肝炎救済特別措置法の前文及び附則第3条の規定に鑑み、再び同法の改正を行い、給付金の請求期限を延長されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月6日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成20年1月16日に公布・施行されてから10年が経過しようとしている。

この間、我が国における薬害肝炎の被害者のうち2,278人（厚生労働省発表平成29年4月末時点）が薬害肝炎救済法による救済を受けたが、いまだ多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関が数多く存在する。また、カルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、同法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了する見込みは立っていない。

よって、国においては、同法前文に明記されている「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑み、給付金等の支給の請求状況を勘案し、調査及び請求が完了するまで薬害肝炎救済法の請求期限を延長することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月16日

葉山町議会

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣